平成２５年（フ）第３０６号
愛知県北名古屋市久地野幟立26番地
債務者　舘　　昌子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５３号
神戸市北区鹿の子台北町５丁目27番14―101号
債務者　黒木　嘉人
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１３号
兵庫県三木市緑が丘町西２丁目10番地の16
債務者　髙橋　謙一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２５３号
兵庫県三田市下深田746番地698
債務者　赤迫　友美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目16番１―208号
債務者　武　　等
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―710号
債務者　関口　武士
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５１号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番22―710号
債務者　関口真由美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１６６号
兵庫県西宮市北六甲台２丁目８番７号
債務者　巽　　裕介
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７４号
兵庫県西宮市中須佐町９番７―607号
債務者　胡桃　幸夫
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７８号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番25―401号
債務者　本部　雄太
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１７９号
兵庫県尼崎市神田中通３丁目29番地の１　隆商ビル201号、前住所兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番22号　メゾンルネッサンス501
債務者　長井　直美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目15番９号寺田マンション201号
債務者　綿村　喜昭
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０号
鳥取県八頭郡八頭町日田10番地
債務者　小林　春行
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３号
鳥取県鳥取市吉方温泉２丁目168番地　新橋マンション２号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市吉成３丁目９番29―105号　和宏マンション105号
債務者　石田　賢一
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３号
鳥取県鳥取市徳尾68番地１　県住23号
債務者　吉村美佐恵
1　決定年月日時　平成25年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６０９号
広島県廿日市市佐方１丁目13番12号、申立時の住所広島市佐伯区三筋２丁目７番41―405号
債務者　地後　真紀
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１４２号
広島県東広島市福富町下竹仁2247番地
債務者　山本　哲生
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部